政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

整理番号

厚生労働省

秘 令和８年国民年金被保険者実態調査
（追納制度に関する実態調査）

お答えいただいた調査票の内容を統計以外の目的に使用することは、法律で禁じられています。また、年金保険料納付の督促や徴税の資料などに使用されることは絶対にありませんので、安心してありのままをお答えください。

＜記入上の注意＞
○ 封筒のあて名の方が記入してください。
　本人が記入できない場合は、ご家族、または介護をしている方が記入を手伝ってください。
○ 問１～問 14 について、当てはまる番号に○を付けてください。
○ できるだけ黒のボールペンで記入してください。

～～～～　国民年金制度の周知状況についてお伺いします　～～～～

問１　国民年金制度の特徴についてお伺いします。当てはまる番号に○を付けてください。

	知っていた	知らなかった
老齢基礎年金（老後にもらえる公的年金の一階部分）を受け取るためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と免除されていた期間等の合計が１０年以上必要である	1	2
物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、受けられる年金の実質的な価値がなるべく変わらないようにする仕組みである	1	2
病気や事故で障害が残ったときに受けられる障害年金がある	1	2
本人の死亡時に、遺族の方が受けられる遺族年金がある	1	2
全国民共通の基礎年金（公的年金の一階部分）は、民間の個人年金とは異なり、年金額の１／２は国が負担している。	1	2
保険料を納めると、その年に納めた保険料額の全額が税金の計算のときに所得から差し引かれるので、納めなければならない税金は少なくなる	1	2
保険料を免除または猶予された期間のうち、過去 10 年間分については、さかのぼって保険料を納める仕組み（追納制度）がある	1	2
学生納付特例制度または納付猶予制度を利用して保険料が猶予された場合、その後に追納しないと、猶予された期間は年金額に反映されない	1	2

SAMPLE

～～～～　在学状況についてお伺いします　～～～～

問２　あなたは、令和８(2026)年３月末時点で学生でしたか。当てはまるものを１つだけ選んでください。
※　令和８(2026)年３月に卒業した方は１に○をつけてください。

1	学生だった
2	学生でなかった

※休学中の学生、定時制の課程等（高等学校の夜間等や大学の夜間学部）および通信制の課程や学部に在学中の学生の方も「１　学生だった」を選択してください。

～～～～　就業状況についてお伺いします　～～～～

以下の設問では、令和８(2026)年３月末時点での働き方などについてお伺いします。
- 記入日現在の状況ではありませんのでご注意ください。
- 複数の事業所にお勤めの場合は、最も所定労働時間の多い事業所をひとつだけ選んでお答えください。
- 派遣社員の方は派遣元の事業所についてお答えください。

問３　令和８(2026)年３月末時点のあなたの就業状況について、当てはまる番号に １ つだけ○を付けてください。また、「１　自営業主」を選択された方は、さらに、フリーランスに該当するかどうかについて、「１ はい」、「２ いいえ」のいずれかの番号に○を付けてください。

1	自営業主（個人経営の商店主や農業主など）	→ フリーランスに該当しますか。 １ はい　　２ いいえ
2	家族従業者（自営業主の手伝い）	
3	正社員などフルタイムの方	
4	パート・アルバイト	
5	臨時（日雇いや季節的業務など）	
6	働いていない	→ 問５へ

※フリーランスについて
自営業種のうち、実店舗がなく、雇人もいない場合をいいます。ただし、農林水産業に従事する方は該当しません。
「実店舗なし」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としません。
「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とします。
※日雇いの場合、同一の事業所で１か月を超えて使用されるに至った方は、選択肢５ではなく、勤務実態に応じて選択肢３または４を選んでください。また、建設業等におけるいわゆる「一人親方」の場合でも、実際に雇用関係がある場合には、勤務実態に応じて選択肢３または４を選んでください。

「６　働いていない」以外を選択された方は問４へ

SAMPLE

問４（問３で「６　働いていない」以外を選択された方）令和８(2026)年３月末時点の仕事について、１ 年間の収入または収益（税込み）はいくらでしたか。当てはまる番号に１つだけ○をつけてください。

１	収入なし・50 万円未満
２	50 万円以上～100 万円未満
３	100 万円以上～150 万円未満
４	150 万円以上～200 万円未満
５	200 万円以上～250 万円未満
６	250 万円以上～300 万円未満
７	300 万円以上～350 万円未満
８	350 万円以上～400 万円未満
９	400 万円以上～450 万円未満
１０	450 万円以上～500 万円未満
１１	500 万円以上～550 万円未満
１２	550 万円以上～600 万円未満
１３	600 万円以上～650 万円未満
１４	650 万円以上～700 万円未満
１５	700 万円以上

※その勤務先に就いて１年未満であった方は、１年間に換算した見積額を回答してください。

※毎月の給料、賃金、残業手当のほか、期末手当やボーナスなども含めたその勤務先からの１年間の収入総額を税込みで回答してください。

※自営業の方は、売上高から必要な経費（仕入高、原材料費、人件費、消耗品費など）を差し引いた営業利益を回答してください。

SAMPLE

～～～～　追納制度についてお伺いします　～～～～

本調査票は、過去に学生納付特例制度または納付猶予制度により、国民年金保険料の猶予を受けた方に送付しています。

●学生納付特例制度とは
日本国内に住むすべての方は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生はこの制度の申請をすることで、在学中の保険料の納付が猶予される仕組み

●納付猶予制度とは
20 歳以上 50 歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1 月から 6 月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が猶予される仕組み

●追納制度とは
保険料を免除または猶予された期間のうち、過去 10 年間分については、さかのぼって保険料を納める（追納する）ことで年金額を増やすことができる仕組み

問５　学生納付特例制度または納付猶予制度を利用した当時、納付猶予した保険料（追納することができる保険料）について、どのように考えていましたか。
当時のあなたの考えに最も当てはまるものを１つだけ選んでください。

1	追納しようと考えていた
2	制度を利用した当時は追納するかどうかは特に考えていなかった（追納制度を知らなかった場合もこちらを選択してください）
3	追納するつもりはなかった

問６　あなたはこれまでに追納制度を利用したことがありますか。当てはまる番号１つに○を付けてください。

1	追納したことがある	→ 問７へ
2	追納したことはない	→ 問１０へ

SAMPLE

問７　（問６で「１　追納したことがある」を選択された方）追納した理由について、次の中から当てはまるものがあれば、「当てはまるもの」の欄に○（いくつでも）を、当てはまるものの中から、最も主要なものには、「最も主要なもの」の欄に○（１つのみ）をつけてください。

		当てはまるもの	最も主要なもの
1	経済的に余裕ができたから		
2	将来受け取る年金額を増やしたいから		
3	日本年金機構から、追納についての案内を受け取ったから		
4	家族・友人・知人に勧められたから		
5	その他		

問８　（問６で「１　追納したことがある」を選択された方）追納保険料について、主にどなたが負担しましたか。最も当てはまるものを１つだけ選んでください。

1	自分の収入などにより支払った
2	父母が負担した
3	配偶者が負担した
4	１～３以外の者が負担した

問９　（問６で「１　追納したことがある」を選択された方）追納保険料について、どのように支払を行いましたか。最も当てはまるものを１つだけ選んでください　（「１ヶ月分ずつ納付」と「複数月分まとめて納付」をこれまでどちらも行ったことがある場合は、これまで追納した保険料のうち、納付額の割合が大きいと思う納付方法の選択肢を選んでください）。

1	１か月分ずつ納付した
2	複数月分まとめて納付した
3	一括で納付した

問１３へ

SAMPLE

問１０　（問６で「２　追納したことはない」を選択された方）今後追納することができる保険料について、どのように考えていますか。あなたの考えに最も当てはまるものを１つだけ選んでください。

1	追納する予定がある	問 13 へ
2	もう少し生活にゆとりができれば、納めていない保険料を追納したい	
3	年金制度の意義や有利な点が理解できれば、追納するつもりである	
4	追納するつもりはない	問 11 へ

問１１　（問１０で４を選択された方）追納するつもりがない理由について、次の中から当てはまるものがあれば、「当てはまるもの」の欄に○（いくつでも）を、当てはまるものの中から、最も主要なものには、「最も主要なもの」の欄に○（１つのみ）をつけてください。

		当てはまるもの	最も主要なもの	
1	経済的な理由により支払うことが困難だから			「1」を一つでも選択された方は問１２へ
2	追納するための手続きの方法がよくわからないから			
3	追納制度を利用するメリットがよくわからないから			
4	追納しなくても十分な年金額を受け取ることができるから			
5	２年を超えてから追納する場合に、元の保険料に加算額がつくから			
6	１か月分であっても保険料が高額だから			
7	特に理由はない			

「1」 を一つも選択されなかった方は問 13 へ

問１２　（問１１で１を選択された方）「経済的な理由により支払うのが困難だから」を選択された理由を次の中から１つだけ選んでください。

1	もともと収入が少ない、あるいは不安定だから
2	事故、病気などにより所得が低下したから
3	保険料より優先度の高い支出が多いから
4	その他

SAMPLE

～～～～　公的年金以外の老後の備えについてお伺いします　～～～～

問１３　今後、公的年金以外にどのような方法で老後の備えをしようと考えていますか。当てはまる番号のすべてに○をつけてください。

1	預貯金による積立
2	株式・債券・投資信託 ※NISA（少額投資非課税制度）や iDeCo（個人型確定拠出年金制度）を活用しているものを含みます。
3	生命保険 ※掛け捨てではなく、積み立てた保険金が将来受け取れるものを指します。
4	個人年金保険 ※国民年金（保険料月額○○円）に上乗せする「国民年金基金」を含みます。
5	その他
6	特に考えていない

問１４　令和７年（2025）４月から令和８(2026)年３月までの間に、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金拠出をしましたか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1	はい
2	いいえ

調査票への回答はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

・記入誤りや記入もれがないか、もう一度ご確認ください。
・同封の返信用封筒に入れて、締切日までに投函してください。切手は不要です。

SAMPLE